**平成２６年（フ）第３７２９号**
大阪市住吉区我孫子３丁目10番23号
債務者　岡田　照子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７９２号**
大阪市大正区北恩加島１丁目３番１―702号
債務者　増山　　務
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８３１号**
大阪市城東区今福南４丁目15番10号　リーフコート403
債務者　上田　長美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８５５号**
大阪市西淀川区姫島５丁目８番24号
債務者　増田　　哲
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８７２号**
大阪府守口市京阪本通２丁目10番６―604号
債務者　善利規惠子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８７４号**
大阪市住吉区万代東１丁目１番43号第２西田辺初音ビル602号、前住所大阪市住吉区山之内２丁目２番19号マンション山之内201号
債務者　安田龍央こと　趙　　容根
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５３号**
沖縄県那覇市字銘苅288番地３　県営安岡住宅903
債務者　豊川由起子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第３９号**
北海道北見市東陵町180番地14　コーポささか２―５号
債務者　仁木　伶香（旧姓覚張）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２６年（フ）第９０号**
新潟県小千谷市旭町７番34号　旭町県営アパート122号、申立時の住所新潟県小千谷市東栄２丁目５番20号
債務者　星野　美代
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第１２０号**
新潟県長岡市渡場町１番９号　コーポ佐藤102号室
債務者　品田　政信
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第１８５号**
岡山県井原市東江原町296番地１　祝部住宅141号室
債務者　馬越　朝城
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第１９２号**
岡山県総社市門田892番地　浅尾住宅３―１―６号
債務者　渡邉　健治
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第２４７号**
高知市一宮しなね２丁目19番26号　山本アパート７号
債務者　林　　啓太
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２６６号**
高知市若松町219番地７　前田アパート
債務者　石井　博幸
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第８９号**
佐賀県鹿島市大字納富分4114番地12、申立時の住所佐賀県鹿島市大字納富分甲278番地１久保アパート１号
債務者　二宮　淳子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第４１号**
岩手県奥州市江刺区梁川字砥谷沢531番地、前住所岩手県紫波郡紫波町稲藤字内田４番地
債務者　菊池　夏子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第７７５号**
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目329番地　サンハイム伊奈102
債務者　川田　敏也
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係